



しづさとデイサービスセンター

1. 当事業所は西濃地域福祉事務所長指定の通所介護事業所です

指定事業所番号：2172100659

2. 利用定員および職員の体制

●利用定員 40人

●職員の体制

管理者(1名)、生活相談員(常勤兼務4名)、看護師(非常勤兼務3名)、機能訓練指導員(非常勤兼務1名)

介護職員(常勤専従6名、常勤兼務4名)、送迎運転手(非常勤3名)

3. 運営規定および重要事項（抜粋）

①しづさとデイサービスセンターは、要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、食事提供、機能訓練等のサービスを行うことにより、利用者の心身の機能の回復維持を図る。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

②事業所の営業日及び営業時間は、月曜日から土曜日までとする（午前8時45分から午後4時00分）。ただし、12月30日～1月3日は休業日とする。

③通所介護の内容は、1)必要な日常生活上の世話及び機能訓練の実施、2)食事の提供、3)入浴の提供とする。利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

④通常の事業実施地域を超えて行う指定通所介護の送迎費は、自動車を使用した場合、実施地域を超える片道1kmにつき20円を基準として徴収する。通常の事業実施地域は、大垣市・神戸町・垂井町・養老町・池田町・大野町・瑞穂市・本巣市のお部（旧真正町）とする。

⑤次の提供を行った場合は、その費用を徴収する。

1)食費 料金表に掲載 2)おむつ代 3)理美容料金・写真代など

4)その他、日常生活においても通常必要となるもので、利用者負担が適当と判断されるもの。

費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明し同意を得る。

⑥通所介護を実施中に、利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずる。

⑦管理者は、別に定める「消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための規程」にもとづき、災害対策防止と利用者の安全確保に努める。

⑧その他運営についての留意事項

1. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2. 苦情・要望については苦情相談窓口を置き、管理者が担当する。

3. この規定に定める事項以外、運営に関する重要な事項は、西濃医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

苦情処理窓口：電話0584-93-1172（担当者：奥田）